

生駒市条例第 33 号

生駒市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 12 月 11 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市税条例の一部を改正する条例

生駒市税条例（昭和 50 年 12 月生駒市条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の次に次の 5 条を加える。

（徴収猶予に係る市の徴収金の分割納付又は分割納入の方法）

第 5 条の 2 市長は、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 15 条第 3 項又は第 5 項の規定により、同条第 1 項若しくは第 2 項の規定による徴収の猶予（以下この節において「徴収の猶予」という。）又は同条第 4 項の規定による徴収の猶予をした期間の延長（以下この条において「徴収の猶予期間の延長」という。）をする場合には、その徴収の猶予に係る金額をその徴収の猶予又はその徴収の猶予期間の延長をする期間内の各月（市長がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の市長が指定する月）に分割して納付し、又は納入させるものとする。

2 市長は、法第 15 条第 3 項又は第 5 項の規定により、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長に係る市の徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合においては、当該分割納付又は当該分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めるものとする。

3 市長は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者がその納付期限又は納入期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、前項の規定により定めた分割納付又は分割納入

の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更することができる。

4 市長は、第2項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めたときは、その旨、当該分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。

5 市長は、第3項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更したときは、その旨、その変更後の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該変更を受けた者に通知しなければならない。

(徴収猶予の申請手続等)

第5条の3 法第15条の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき市の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
- (2) 納付し、又は納入すべき市の徴収金の年度、種類、納期限及び金額
- (3) 前号の金額のうち当該猶予を受けようとする金額
- (4) 当該猶予を受けようとする期間
- (5) 分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行うかどうか(分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行う場合にあっては、分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を含む。)

(6) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所）その他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）

2 法第15条の2第1項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類
- (2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類
- (3) 猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
- (4) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類

3 法第15条の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 市の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
- (2) 第1項第2号から第6号までに掲げる事項

4 法第15条の2第2項及び第3項に規定する条例で定める書類は、第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。

5 法第15条の2第3項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 猶予期間の延長を受けようとする市の徴収金の年度、種類、納期限及び金額

(2) 猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由

(3) 猶予期間の延長を受けようとする期間

(4) 第1項第5号及び第6号に掲げる事項

6 法第15条の2第4項に規定する条例で定める書類は、第2項第4号に掲げる書類とする。

7 法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。

(職権による換価の猶予の手続等)

第5条の4 市長は、法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、法第15条の5第1項の規定による換価の猶予（以下この項において「職権による換価の猶予」という。）又は法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第4項の規定による職権による換価の猶予をした期間の延長（以下この項において「職権による換価の猶予期間の延長」という。）をする場合には、その職権による換価の猶予に係る金額（その納付又は納入を困難とする金額として令第6条の9の3第1項で定める額を限度とする。）をその職権による換価の猶予又はその職権による換価の猶予期間の延長をする期間内の各月（市長がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の市長が指定する月）に分割して納付し、又は納入させるものとする。

2 第5条の2第2項から第5項までの規定は、法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

3 法第15条の5の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 前条第2項第2号から第4号までに掲げる書類

(2) 分割納付又は分割納入させるために必要となる書類

(申請による換価の猶予の申請手続等)

第5条の5 法第15条の6第1項に規定する条例で定める期間は、6月とする。

2 市長は、法第15条の6第3項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、法第15条の6第1項の規定による換価の猶予（以下この項において「申請による換価の猶予」という。）又は法第15条の6第3項において準用する法第15条第4項の規定による申請による換価の猶予をした期間の延長（以下この項において「申請による換価の猶予期間の延長」という。）をする場合には、その申請による換価の猶予に係る金額（その納付又は納入を困難とする金額として令第6条の9の3第2項において読み替えて準用する同条第1項で定める額を限度とする。）をその申請による換価の猶予又はその申請による換価の猶予期間の延長をする期間内の各月（市長がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の市長が指定する月）に分割して納付し、又は納入させるものとする。

3 第5条の2第2項から第5項までの規定は、法第15条の6第3項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

4 法第15条の6の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 市の徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細

(2) 第5条の3第1項第2号から第4号まで及び第6号に掲げる事項

(3) 分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額

5 法第15条の6の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、第5条の3第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。

6 法第15条の6の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 第5条の3第1項第6号に掲げる事項

(2) 第5条の3第5項第1号から第3号までに掲げる事項

(3) 第4項第3号に掲げる事項

7 法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。

(担保を徴する必要がない場合)

第5条の6 法第16条に規定する条例で定める場合は、猶予に係る金額が100万円以下である場合、猶予期間が3月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合とする。

第6条中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第13条第2項中「法人税法第2条第12号の18」を「法第292条第1項第14号」に改め、同条第3項中「地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）」を「令」に改める。

第18条第2項に次のただし書を加える。

ただし、同法第60条の2から第60条の4までの規定の例によらないものとする。

第28条第8項中「寮等の所在」の次に「、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。）」を加える。

第29条の3第4項中「第203条の5第4項」を「第203条の5第5項」に改める。

第47条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改め、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

- (1) 納税義務者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号

第71条第1項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第71条の2第1項第1号及び第2項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第80条第1項中「1に」を「いずれかに」に改め、同条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改め、同項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第83条第1項第1号及び第83条の2第1項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第97条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改め、同項第2号中「氏名

若しくは名称」を「事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は法人番号（同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）」に改める。

第98条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改め、同項第1号中「及び住所」を「、住所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）」に改め、同条第3項中「納期限前7日」を「納期限」に改める。

第139条の3第1項中「1に」を「いずれかに」に改め、同条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改め、同項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第147条第1号中「及び氏名又は名称」を「又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）」に改める。

附則第7条第1項中「第145条第1項」を「第144条の8」に改める。

附則第12条の3第1項第1号及び第2項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない

者にあつては、住所及び氏名又は名称)」に改め、同条第3項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改め、同条第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号、第9項第1号及び第10項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

附則第16条の2第2項第1号、第3項第1号及び第4項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

附則第17条の2を削る。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第18条第2項にただし書を加える改正規定、第28条第8項及び第29条の3第4項の改正規定、第47条第2項第2号を同項第3号とし、同項第1号を同項第2号とし、同項に第1号として1号を加える改正規定並びに第71条第1項第1号、第71条の2第1項第1号及び第2項第1号、第80条第2項第1号、第83条第1項第1号、第83条の2第1項第1号、第97条第2項第2号、第98条第2項第1号、第139条の3第2項第1号並びに第147条第1号の改正規定並びに附則第12条の3第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号、第9項第1号及び第10項第1号並びに第16条の2第2項第1号、第3項第1号及び第4項第1号の改正規定並びに附則第3条第1項、第2項及び第4項、第4条、第5条、第7条並びに第8条の規定は、同年1月1日から施行する。

(徴収猶予、職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に関する経過措置)

第2条 改正後の生駒市税条例(以下「新条例」という。)第5条の2、第5条の3及び第5条の6(地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号。以下「平成27年改正法」という。)附則第1条第6号に掲げる規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号。以下この条において「28年大法」という。)第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予に係る部分に限る。)の規定は、平成28年4月1日以後に申請される28年大法第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予について適用し、同日前に申請された平成27年改正法附則第1条第6号に掲げる規定による改正前の地方税法(以下この条において「28年旧法」という。)第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予については、なお従前の例による。

2 新条例第5条の4及び第5条の6(28年大法第15条の5第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。)の規定は、平成28年4月1日以後にされる同項の規定による換価の猶予について適用し、同日前にされた28年旧法第15条の5第1項の規定による換価の猶予については、なお従前の例による。

3 新条例第5条の5及び第5条の6(28年大法第15条の6第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。)の規定は、平成28年4月1日以後に同項に規定する納期限が到来する地方団体の徴収金について適用する。

(市民税に関する経過措置)

第3条 新条例第18条第2項の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成27年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第47条第2項第1号の規定は、平成28年1月1日以後に提出する申請書について適用する。

3 新条例第13条第2項の規定は、平成28年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

4 新条例第28条第8項の規定は、平成28年1月1日以後に行われる同項の規定による申告について適用し、同日前に行われる改正前の生駒市税条例（以下「旧条例」という。）第28条第8項の規定による申告については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第4条 新条例第71条第1項第1号、第71条の2第1項第1号及び第2項第1号、第80条第2項第1号、第83条第1項第1号並びに第83条の2第1項第1号並びに附則第12条の3第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号、第9項第1号及び第10項第1号並びに第16条の2第2項第1号、第3項第1号及び第4項第1号の規定は、平成28年1月1日以後に提出する新条例第71条第1項並びに第71条の2第1項及び第2項に規定する申出書、新条例第80条第2項並びに附則第16条の2第3項及び第4項に規定する申請書又は新条例第83条第1項及び第83条の2第1項並びに附則第12条の3各項及び第16条の2第2項に規定する申告書について適用し、同日前に提出した旧条例第71条第1項並びに第71条の2第1項及び第2項に規定する申出書、旧条例第80条第2項並びに附則第16条の2第3項及び第4項に規定する申請書又は旧条例第83条第1項及び第83条の2第1項並びに附則第12条の3各項及び第16条の2第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第5条 新条例第97条第2項第2号及び第98条第2項第1号の規定は、平成28年1月1日以後に提出する新条例第97条第2項並びに第98条第2項及び第3項に規定する申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第97条第2項並びに第98条第2項及び第3項に規定する申請書については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第6条 別段の定めがあるものを除き、平成28年4月1日前に課した、又は課すべきであった旧条例附則第17条の2に規定する喫煙用の紙巻たばこ（以下この条において「紙巻たばこ3級品」という。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る市たばこ税の税率は、新条例第103条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

(1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 1,000本につき2,925円

(2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 1,000本につき3,355円

(3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで 1,000本につき4,000円

3 前項の規定の適用がある場合における新条例第106条第1項から第4項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| | | |
|----------|----------|----------------------|
| 第106条第1項 | 第34号の2様式 | 地方税法施行規則の一部を改正する省令（平 |
|----------|----------|----------------------|

| | | |
|-----------------|---|--|
| | | 成 2 7 年 総 務 省 令 第 3 8 号) 第 1 条 の 規 定 に よ る 改 正 前 の 地 方 税 法 施 行 規 則 (以 下 こ の 節 に お い て 「 平 成 2 7 年 改 正 前 の 地 方 税 法 施 行 規 則 」 と い う 。) 第 4 8 号 の 5 様 式 |
| 第 1 0 6 条 第 2 項 | 第 3 4 号 の 2 の 2 様 式 | 平 成 2 7 年 改 正 前 の 地 方 税 法 施 行 規 則 第 4 8 号 の 6 様 式 |
| 第 1 0 6 条 第 3 項 | 第 3 4 号 の 2 の 6 様 式 | 平 成 2 7 年 改 正 前 の 地 方 税 法 施 行 規 則 第 4 8 号 の 9 様 式 |
| 第 1 0 6 条 第 4 項 | 第 3 4 号 の 2 様 式 又 は 第 3 4 号 の 2 の 2 様 式 | 平 成 2 7 年 改 正 前 の 地 方 税 法 施 行 規 則 第 4 8 号 の 5 様 式 又 は 第 4 8 号 の 6 様 式 |

- 4 平成 2 8 年 4 月 1 日 前 に 地 方 税 法 第 4 6 5 条 第 1 項 に 規 定 す る 売 渡 し 又 は 同 条 第 2 項 に 規 定 す る 売 渡 し 若 し く は 消 費 等 (同 法 第 4 6 9 条 第 1 項 第 1 号 及 び 第 2 号 に 規 定 す る 売 渡 し を 除 く 。 以 下 こ の 条 に お い て 同 じ 。) が 行 わ れ た 紙 巻 た ば こ 3 級 品 を 同 日 に 販 売 の た め 所 持 す る 卸 売 販 売 業 者 等 (新 条 例 第 1 0 0 条 第 1 項 に 規 定 す る 卸 売 販 売 業 者 等 を い う 。 以 下 こ の 条 に お い て 同 じ 。) 又 は 小 売 販 売 業 者 が あ る 場 合 に お い て 、 こ れ ら の 者 が 所 得 税 法 等 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 (平 成 2 7 年 法 律 第 9 号 。 以 下 「 所 得 税 法 等 改 正 法 」 と い う 。) 附 則 第 5 2 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 製 造 た ば こ の 製 造 者 と し て 当 該 紙 巻 た ば こ 3 級 品 を 同 日 に こ れ ら の 者 の 製 造 た ば こ の 製 造 場 か ら 移 出 し た も の と み な し て 同 項 の 規 定 に よ り た ば こ 税 を 課 さ れ る こ と と な る と き は 、 こ れ ら の 者 が 卸 売 販 売 業 者 等 と し て 当 該 紙 巻 た ば こ 3 級 品 (こ れ ら の 者 が 卸 売 販 売 業 者 等 で あ る 場 合 に は 市 の 区 域 内 に 所 在 す る 貯 蔵 場 所 、 こ れ ら の 者 が 小 売 販 売 業 者 で あ る 場 合 に は 市 の 区 域 内 に 所 在 す る 当 該 紙 巻 た ば こ 3 級 品 を 直 接 管 理 す る 営 業 所 に お い て 所 持 さ れ る も の に

限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

5 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、平成27年改正法附則第20条第4項に規定する申告書を平成28年5月2日までに市長に提出しなければならない。

6 前項の規定による申告書を提出した者は、平成28年9月30日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第10条、第106条第4項及び第5項、第108条の2並びに第109条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| | | |
|---------|----------------------------------|---|
| 第10条 | 第106条第1項若しくは第2項 | 生駒市税条例の一部を改正する条例（平成27年12月生駒市条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成27年改正条例」という。）附則第6条第6項 |
| 第10条第2号 | 第106条第1項若しくは第2項 | 平成27年改正条例附則第6条第5項 |
| 第10条第3号 | 第45条第1項の申告書（法第321条の8第2項及び第23項の申告 | 平成27年改正条例附則第6条第6項の納期限 |

| | | |
|----------|---|----------------------|
| | 書を除く。)、第106条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限 | |
| 第106条第4項 | 施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式 | 平成27年改正法附則第20条第4項の規定 |
| 第106条第5項 | 第1項又は第2項 | 平成27年改正条例附則第6条第6項 |
| 第108条の2 | 第106条第1項又は第2項 | 平成27年改正条例附則第6条第5項 |
| | 当該各項 | 同項 |
| 第109条第2項 | 第106条第1項又は第2項 | 平成27年改正条例附則第6条第6項 |

8 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した紙巻たばこ3級品のうち、第4項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該市たばこ税に相当する金額を、新条例第107条の規定に準じて、同条の規定による当該紙巻たばこ3級品につき納付された、又は納付されるべき市たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る市たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第106条第1項から第3項までの規定により市長に提出すべき申告書には、当該返還に係る紙巻たばこ3級品の品目ごとの本数についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

9 平成29年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第8項の規定により製造たばこの

製造者として当該紙巻たばこ 3 級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ 3 級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ 3 級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ 3 級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000 本につき 430 円とする。

10 第 5 項から第 8 項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| | | |
|----------------------|------------------|-------------------------------|
| 第 5 項 | 前項 | 第 9 項 |
| | 附則第 20 条第 4 項 | 附則第 20 条第 10 項において準用する同条第 4 項 |
| | 平成 28 年 5 月 2 日 | 平成 29 年 5 月 1 日 |
| 第 6 項 | 平成 28 年 9 月 30 日 | 平成 29 年 10 月 2 日 |
| 第 7 項の表以外の部分 | 第 4 項の | 第 9 項の |
| | 同項から前項まで | 第 5 項、前項及び第 9 項 |
| 第 7 項の表第 10 条の項 | 附則第 6 条第 6 項 | 附則第 6 条第 10 項において準用する同条第 6 項 |
| 第 7 項の表第 10 条第 2 号の項 | 附則第 6 条第 5 項 | 附則第 6 条第 10 項において準用する同条第 5 項 |
| 第 7 項の表第 10 条第 3 号の項 | 附則第 6 条第 6 項 | 附則第 6 条第 10 項において準用する同条第 6 項 |

| | | |
|-------------------------|----------------|---------------------------------|
| 第 7 項の表第 1 0 6 条第 4 項の項 | 附則第 2 0 条第 4 項 | 附則第 2 0 条第 1 0 項において準用する同条第 4 項 |
| 第 7 項の表第 1 0 6 条第 5 項の項 | 附則第 6 条第 6 項 | 附則第 6 条第 1 0 項において準用する同条第 6 項 |
| 第 7 項の表第 1 0 8 条の 2 の項 | 附則第 6 条第 5 項 | 附則第 6 条第 1 0 項において準用する同条第 5 項 |
| 第 7 項の表第 1 0 9 条第 2 項の項 | 附則第 6 条第 6 項 | 附則第 6 条第 1 0 項において準用する同条第 6 項 |
| 第 8 項 | 第 4 項 | 第 9 項 |

- 11 平成 3 0 年 4 月 1 日前に地方税法第 4 6 5 条第 1 項に規定する売渡し又は同条第 2 項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ 3 級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第 5 2 条第 1 0 項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ 3 級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ 3 級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ 3 級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ 3 級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1, 0 0 0 本につき 6 4 5 円とする。
- 12 第 5 項から第 8 項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

る。

| | | |
|-----------------|------------|---------------------------------|
| 第5項 | 前項 | 第11項 |
| | 附則第20条第4項 | 附則第20条第12項 において準用する同条 第4項 |
| | 平成28年5月2日 | 平成30年5月1日 |
| 第6項 | 平成28年9月30日 | 平成30年10月1日 |
| 第7項の表以外の部分 | 第4項の | 第11項の |
| | 同項から前項まで | 第5項、前項及び第11項 |
| 第7項の表第10条の項 | 附則第6条第6項 | 附則第6条第12項に おいて準用する同条第 6項 |
| 第7項の表第10条第2号の項 | 附則第6条第5項 | 附則第6条第12項に おいて準用する同条第 5項 |
| 第7項の表第10条第3号の項 | 附則第6条第6項 | 附則第6条第12項に おいて準用する同条第 6項 |
| 第7項の表第106条第4項の項 | 附則第20条第4項 | 附則第20条第12項 において準用する同条 第4項 |
| 第7項の表第106条第5項の項 | 附則第6条第6項 | 附則第6条第12項に おいて準用する同条第 6項 |
| 第7項の表第108条の2の項 | 附則第6条第5項 | |
| 第7項の表第109条第2項の項 | 附則第6条第6項 | |
| 第8項 | 第4項 | 第11項 |

- 13 平成31年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこ

の製造者として当該紙巻たばこ 3 級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ 3 級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ 3 級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ 3 級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000 本につき 1,262 円とする。

14 第 5 項から第 8 項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| | | |
|-----------------------|--------------------|---------------------------------|
| 第 5 項 | 前項 | 第 1 3 項 |
| | 附則第 2 0 条第 4 項 | 附則第 2 0 条第 1 4 項において準用する同条第 4 項 |
| | 平成 2 8 年 5 月 2 日 | 平成 3 1 年 4 月 3 0 日 |
| 第 6 項 | 平成 2 8 年 9 月 3 0 日 | 平成 3 1 年 9 月 3 0 日 |
| 第 7 項の表以外の部分 | 第 4 項の | 第 1 3 項の |
| | 同項から前項まで | 第 5 項、前項及び第 1 3 項 |
| 第 7 項の表第 1 0 条の項 | 附則第 6 条第 6 項 | 附則第 6 条第 1 4 項において準用する同条第 6 項 |
| 第 7 項の表第 1 0 条第 2 号の項 | 附則第 6 条第 5 項 | 附則第 6 条第 1 4 項において準用する同条第 5 項 |
| 第 7 項の表第 1 0 条第 3 号の項 | 附則第 6 条第 6 項 | 附則第 6 条第 1 4 項において準用する同条第 6 項 |

| | | |
|---------------------|-----------|---------------------------------|
| 第7項の表第106条 第4項の項 | 附則第20条第4項 | 附則第20条第14項 において準用する同条 第4項 |
| 第7項の表第106条 第5項の項 | 附則第6条第6項 | 附則第6条第14項に おいて準用する同条第 6項 |
| 第7項の表第108条 の2の項 | 附則第6条第5項 | 附則第6条第14項に おいて準用する同条第 5項 |
| 第7項の表第109条 第2項の項 | 附則第6条第6項 | 附則第6条第14項に おいて準用する同条第 6項 |
| 第8項 | 第4項 | 第13項 |

(特別土地保有税に関する経過措置)

第7条 新条例第139条の3第2項第1号の規定は、平成28年1月1日以後に提出する同項に規定する申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第139条の3第2項に規定する申請書については、なお従前の例による。

(入湯税に関する経過措置)

第8条 新条例第147条の規定は、平成28年1月1日以後に行われる同条の規定による申告について適用し、同日前に行われた旧条例第147条の規定による申告については、なお従前の例による。